

【調剤管理料及び服薬管理料に関する事項】

●調剤管理料

- ・服用薬剤の種類や服用経過などを記録した『薬剤服用歴の記録』を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用などの有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無を確認致します。

内服約を調剤した場合	1剤につき (3剤まで)	7日分以下の場合	4点
		8日以上14日以下の場合	28点
		15日以上28日以下ば場合	50点
		29日以上の場合	60点
		内服約以外の場合	4点

●服薬管理指導料

- ・薬剤服用歴に基づき、処方された薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行います。
- ・その他、患者様の食生活や生活環境等の情報を記録し、薬の服用に際して不都合がないかを確認し、場合によっては処方医師に情報提供致します。
- ・ジェネリック医薬品使用促進のため、薬剤情報提供文書により、ジェネリック医薬品に関する情報(薬の有無や価格など)を提供致します。
- ・残薬の状況について、患者様ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づき確認し、必要に応じて手帳に記載します。残薬が相当数認められると判断される場合には、処方医に対して連絡し、投与日数等の確認を行います。
- ・調剤日、薬剤の名称、用法、用量、相互作用、その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載致します。
- ・薬剤交付後の服薬状況、服薬期間中の体調変化等について、担当した薬剤師が必要だと判断した場合は、電話等で確認し、情報提供いたします。

3カ月以内に処方せんを持参された方	お薬手帳を持参された方	45点
	お薬手帳をお忘れの方	59点
3カ月以上処方せんを持参されてない方		59点
介護老人福祉施設等に入所されている方		45点
情報通信機器を用いて服薬指導を受けられた方	前回から3カ月以内	45点
	前回から3カ月以上	59点
かかりつけ薬剤師が対応した場合		76点
かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合		59点